

## 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「今帰仁村」を「伊平屋村 伊是名村 今帰仁村」に、「名護市」を「名護市 粟国村」に、「うるま市」を「うるま市 渡名喜村」に、「宜野湾市」を「宜野湾市 座間味村」に、「与那原町」を「与那原町 渡嘉敷村」に、「糸満市」を「糸満市 北大東村 南大東村」に、「582,500立方メートル」を「589,000立方メートル」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

水道広域化を推進するため、県が行う水道用水供給事業の給水対象を拡充するとともに1日最大給水量について改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。